

Title	カロリン離婚の訴訟問題
Sub Title	
Author	占部, 百太郎(Urabe, Hyakutaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1934
Jtitle	史学 Vol.13, No.2 (1934. 8) ,p.1(179)- 28(206)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19340800-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19340800-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## カロリン離婚の訴訟問題

占部百太郎

(一)

イギリスの歴史に於て、最も著名なる離婚事件は、ヘンリー八世對カタリナと、ジョージ四世對カロリンのそれである。ヘンリー八世が皇后カタリナを離婚した訴訟事件は、それが結局イギリスの宗教改革の大原因となつたといふ超絶的大事件であつたけれど、ジョージ四世の皇后カロリン離婚訴訟も亦時の内閣の大動搖を惹起し、引いては憲法上及び法理上の紛糾したる困難な問題を提起し、國民を擧げて殆ど革命に瀕する騷擾の巷に陥れて、而も前者の場合に於けるよりも、遙に歴史的興味に富んだドラマチックの事件である。カロリン離婚の裁判事件が有耶無耶に葬られて、結局事實上原告側たる國王の敗訴に畢つたといふのは、ジョージ四世といふ我儘で、残忍酷薄で、遊蕩で、浪費者であつた極めて不人望なる國王に對して、イギリス國民の人道心と、弱に黨する任俠心と、自由を愛し非道を惡む正義の觀

念とが、輿論の公憤となつて爆破した結果と見るべきである。この離婚事件については、未だ多少秘密の闡明せられてゐない點があるけれど、久しい歴史家の研究——殊にフランスの *Elie Halévy* の輓近のレサーチによつて、大にその真相が明白にせられたから、主として同氏の研究によつて、茲にこの事件の顛末を紹介することにした。

## (二)

一七九五年ジョージ親王が未だ東宮に在つた時、その従妹に當るドイツのブランズウィックの *Caroline America Elizabeth* と結婚した。この配偶は王室間の結婚に有りがちな、最初から愛のない縁組であつて、新婦は最初數箇月間名ばかり新郎と同棲したばかりで、何等妻としての權利を與へられなかつた。而も結婚後間もなくシャーロット内親王が生れた。それから幾もなくして、ジョージはカロリンに別居を命じ、今後と同棲することなかるべしとの書簡を發した。併かのみならず、カロリンの生活を悲惨ならしむるいろいろの冷酷なる手段がとられ、甚だしきに至つては、彼女を不貞の途に誘惑すべき陰險な手段さへ講せられたのである。而も尙ほカロリンは這般の酷遇に堪え、誘惑に打ち勝つてゐた。ところが約十年間空閨を守つてゐた彼女に關して、あらぬ噂が傳へらるるに至つた。カロリンを離別して、夫妻間の曖昧な生活を清算せんとしてしたジョージは、一八〇六年一種の祕密委員を任命して、密にカ

ロリンの行狀を取調べしめたが、内親王が私生兒を産んだといふ何等の證據を看出すことは出来なかつた。而して父王ジョージ三世の精神状態が健全であつた間、カロリンはシャーロット内親王をその手許に於て養育することを許されてゐたが、國王が發狂してから、ジョージはカロリンの手から内親王を奪つて、二週間に一度だけしか母子の面會を許さなかつた。

ジョージが何故にかくまでカロリンを嫌惡したかといふに、それは彼女の善良な愛すべき反面に、思慮淺く、不注意で、片意地な弱點を具へてゐたことの爲でもあらうが、彼が眞心から人を愛することが出来ず、輕薄で、氣紛れで、我儘で、且遊蕩であつたことが、その主因である。彼の教育は嚴重に施され、その修養も亦十分であつたといふことは、彼が獨、佛、伊三箇國の言葉を操つたといふので推知せらるるけれど、ジョージ三世の嚴厲な餘りに儉素な宮廷生活は、却つて彼をして賑かな奢侈なロンドンの社交生活に趨らしめたのであつた。斯くしてジョージは嚴重で正直な父王との間にますます鴻溝を築くに至つたのだが、その父子間の反目疾視は彼をして父王と政敵であつたホイッグ黨の政治家と接近せしむることとなつた。

元來ハノーヴァー系のイギリス國王は何れも不人望であつた。初代のジョージ一世はブッキンハムの軍人で、英語さへ話せなかつた。その次のジョージ二世亦イギリス人を理解しない外國人であつた。その次のジョージ三世は生粹のイギリス人で正直な人であつたけれど、王權を恢復せんことに餘り熱心し

た結果、北米合衆國の殖民地を失ひ、その身は發狂するに至つた。ジョージ四世が近代イギリスに於ける最劣等の君主で、最も人望の少なかつたことは、以下の記述が證明する如くである。それから、親子仲の悪いことも亦、ハノーヴァー王室の特徴といつて可い。ジョージ一世とジョージ二世との間も、ジョージ二世とジョージ三世との間も悪かつたが、ジョージ三世とジョージ四世との間は殊に仲が悪かつた。而して父がその治世中、概して政府黨であつたトーリー派に結べば、子はその反對にホイッグ派の政治家に加擔するの例であつた。

ジョージはロンドンの交際社會に出入するようになってから、この眉目清秀、才藝に長じ、且つその政治的手腕と共に社交的技術に長じて、その幫間的取巻から『ヨーロッパの第一紳士』の敬稱を奉られた貴公子は、忽ち社交界の花形となつた。従つて多く異性の友人も出來て、忽ち遊蕩費の出所に窮した。彼の關係した最初の婦人は有名なる女優 *Mary (Perdita) Robinson* であつた。この放埒なる生活の爲、ジョージの負債は山積した。一七八三年ジョージは丁年に達したので、父王と聯合内閣との間に談がついて、王室費の内から五萬ポンドの歳費が保障せられ、且彼の私債を辨濟せしむべく、國會で六萬ポンドの支出が決議せられた。而してカールトン・ハウスで彼は別箇の生活を營むことになつた。

ジョージは改悛を誓つたにも拘らず、彼の素行は改まらなかつた。彼は餘程以前から、フィッツヘルバート夫人と深い戀におちてゐた。サー・ジョン・スマイスの孫女に當る *Mary Anne Fitzherbert* は

二度夫を失ふた寡婦であつたが、その美貌と魅力とは、ロンドンの社交界に輝いて、忽ち若い皇太子の全心を奪つた。フィッツヘルバート夫人もジョージの熱愛に酬ひんとは思つたが、さり迎彼の妾たる地位には満足しなかつた。ところが、夫人がジョージと正式の結婚を遂ぐるには、身分違ひといふ障碍もあつたし、彼女がローマン・カトリック信者であつたことが、最も大なる障碍であつた。併しジョージの熱烈なる戀はいやましに募つた。一六八九年の踐祚令はイギリスの王位繼承者がカトリック信者と結婚するときは、當然王位相續の權利を喪失するものと規定してゐるにも拘らず、ジョージはフィッツヘルバート夫人と一七八五年英國教會所屬一僧侶の手によつて、秘密に結婚式を擧げた。カールトン・ハウスの裝飾費にだけ十六萬ポンドを費したジョージの負債は、三十三萬九千ポンドの巨額に達した。これ等の噂が世間に傳へらるると、久しい間の戦争によつて巨額の軍費を負擔させられ、殆ど餓えんとしてゐた民衆が、カールトン・ハウスの壁上に、『麵麩か然らずんば攝政の首か』と落書したのも、決して驚くに足りない。ジョージはこれに脅へて、フィッツヘルバート夫人と共にブライトンに居を構へて、相變らず放縱な生活を續けたので、負債は益々募る一方で、カールトン・ハウスを閉鎖するに至つた。而もフォックスやホイッグ黨の友人等の周旋によつて、夫人との關係は表面上否認せられて、國會ではジョージの負債を辨償せしむべく、不承無承に二十二萬一千ポンドといふ巨額の支出を可決し、國王の方にも年收壹萬ポンドを増給することになつた。ところが、ジョージの私債は尙ほ残つてゐたのみ

ならず、他の婦人 (Lady Jersey) との關係の經緯等もあつて、彼は上述の如く一七九五年カロリンと正式の結婚することになつた。然るにジョージがこの婦人だけは眞に愛してゐたやうに見えたフィッツヘルバート夫人との關係 (その間に子が生れなかつた) は、一八〇〇年頃まで曖昧の裡に繼續した。ジョージには以上の外に尙ほ關係した婦人もあつたが、彼の家政婦 (Lady Steward) であつた Lady Conyngham との狎合ひは、一八二一年から一八三〇年彼の死まで繼續せられた。

## (三)

一七八八年ジョージ三世は發狂したので、ジョージ親王は攝政に擧げられたが、父王は幾もなくして快復した。ところが、一八一一年ジョージ三世は再び發狂して、今度は一八二〇年その死に至る迄快復しなかつたので、ジョージ親王は又も攝政に擧げられた。これ迄ジョージの酷遇に泣いてゐたカロリンは一八一三年積り積つた不平の數々を訴へた書簡をジョージに發したけれど、何等の返書を得なかつたので、モーニング・ポスト紙上にその書簡の内容を發表した。ジョージは愠つて、卑窟なる樞密院委員會に諮つて、その多數 (廿三人の委員中二人だけが反對) の贊成を得て、従前通り母子の面會を制限した。斯くの如く、宮邊の側は攝政親王の怒りを恐れて、ジョージに味方したけれど、世間の輿論は内親王側に同情を寄せた。ロンドン市及びその他の公共團體から、カロリンに對する同情の上書が雨の如く

注がれた。

それから一八一四年攝政親王はイギリスの宮廷から内親王カロリンを排除して了つた。これはナポレオンがエルバ島に流謫せられた後、列強の諸君主が英京に訪問した直前の事であつた。云ふまでもなく、彼女をして諸帝王の接待に當らしめない爲てあつた。カロリンはこの夫の酷薄なる態度に報復すべく、ジョージに對して、現在『私は私の權利を抛棄する。併しながら、私が公衆の前に見はれねばならぬ、殿下も亦出現せられねばならぬ諸の機會が起り得る……殿下は吾等の娘の近づきつゝある結婚及び吾等の戴冠式の可能性を忘却なさるまい』云々と書き送つた。斯く急所を突かれたジョージはこの時から、如何にしても離婚を強行して、その惡める女の再現を不可能ならしめようといふ一念に支配せらるるに至つた。

一八一四年八月カロリンはイギリスを出發して、少時ヨーロッパ諸國及び東邦等を旅行した後、イタリアに居を定めて爾後六年間同國に滞在した。これに就いて、種々の善からぬ風説がイギリスに傳へられた。ジョージは一八一八年カロリンに對する批難の事實を取調べしむべく、委員をミラノに派遣した。この取調委員の報告が、後文に述ぶる離婚訴訟の基礎となつた。

カロリンがヨーロッパに旅行したのはカニングの忠告によつたのであつた。彼女がイギリスに居つては、その一言一行悉く敵方の注視の的となるから、それは彼女の落付きのない氣質の到底堪え得ぬとこ



ろであるので、息拔きの爲、暫時大陸旅行したのであつた。ところが、この企擧は彼女の主要なる相談相手であつたブルウアムが最初心配してゐたように、反つて悪い結果を齎らした。カロリンはイタリヤに定居すると、自由な幸福な生活を送つた。彼女はイギリスを忘れて、六箇年の春秋は夢のやうに流れた。その間、上述のやうに聞くに堪えない悪評が本國に傳へられた。一八一六年に最愛のシャーロット内親王の結婚の事も、一年後に於けるその訃報も、母親に通知せられなかつた。併しながら、ジョージ三世の死期は追々に近づいて來る。若し父王が他界したとき、その訃報を何時までも彼女に陰蔽し得らるるものでない。ジョージは益々焦躁し煩悶した。今は何としても、その内閣をしてカロリンの離婚を遂行せしめねばならぬと、益々決心を固むるに至つた。内閣大臣の中には慎重の態度を採るべきことを主張したものが多かつたけれど、ジョージの要求が餘り急なので、結局宰相リヴァプール卿は、上述の如く、イタリヤに取調委員を派遣した次第である。

一八一九年七月取調委員の報告がロンドンに到達したとき、ブルウアムはジョージにもカロリンにも親善の間柄であつたハッチンソン卿に依頼して、第一回の和解を試みさせた。その條件といふのは、將來の女王は戴冠せらるべき要求權を抛棄する報償として、生涯年金を與へられ、その地位に相當なる、例へばコンラール公爵夫人の尊稱を受くるであらうといふ事であつた。内閣はブルウアムの提唱を支持した。而して攝政親王に向つて、離婚訴訟に含まるべき大なる困難を指摘した。假りに教會裁判所に提

訴せらるるとしても、裁判は數年間引張らるるであらう。或は國會がこれを裁判するとせんか、この方途には法律上の疑議があり、政治的に危険が伴ふであらう。或は内親王は不貞の故を以て叛逆罪に問はるとせんか、その罪が斯くの如き極端なる重大性を帯びたとき、イギリス法は壓倒的證據の蒐集を要求する、而してそれ等の證據が十分なる證明となるであらうか。

#### (四)

併しながら、攝政は益々頑固でこの妥協に應じなかつたのみならず、一層事態を悪くすべく、内親王はイギリスに歸りたいといふ希願を表明した。この通知を受けたブルウアムは驚いて、カロリンの歸國を猶豫せしめた。ところが、老王の危篤の報がヨーロッパに傳へらるるや、彼女は最早矢の如き歸心を抑へ得ずして、本國に向つてマルセイユまで旅行した。又もやブルウアムの抑止に會つて、カロリンはイタリヤに引き返したけれど、痛くフランス官憲の冷遇に憤慨した。このフランス官憲の冷遇はジョージが豫めヨーロッパ各國駐紮大使に命令して、カロリンをイギリス王族として待遇す可らずとの意を國々に通知せしめたからであつた。ジョージ三世は一八二〇年一月廿九日遂に死去した。父王死去の際肺炎を患つて、萬死に一生を得たジョージは、病床に横つてゐるとき、その妻に對する強烈なる憎惡の念を一層深めた。彼は彼女の名が英國教會の祈禱書中に彼の名と共に列べられないことを決心した。併

し女王の名を削除することの合法如何については、法律家の間に疑問があつた。少なくとも、國王の大權のかく不賢明なる行使については議論の餘地があつた。彼は又彼女が彼と並んで戴冠せざるべきことを決心した。今や彼は如何なる代償を拂うても、直ちに離婚を得ようと猛進した。

この厭ふべき下劣なる夫婦喧嘩の始末を處理せねばならなかつた内閣大臣等は、二月十一日國王の前にその前夜起草した長文の覺書を提出した。大臣等は高級法官の忠告を基礎としたる離婚反對の趣意によつて、國王に向つて法律上の手續の極めて困難なる次第を説明した。假りに豫め教會の權威者に諮らずして、貴族院に公訴を提起するとしても、妻は夫の方に於ける過怠と虐待とを證明すべき權利を有する。若し女王がその權利を利用すべく決心したならば、その結果國王が如何に損害を受くべきやは明白なるものがある。加ふるに法律は裁判の公開を要求する。多分國家の理由から、裁判を祕密に進行せしむることは許され得るであらう。而して訴訟の終結に至るまで、證據の公布を阻止し、或は少くとも公布の時期を猶豫せしむることも、可能と看出さるるであらう。併しながら、この祕密その事が、極めて悪い印象を世間に與ふるであらう。演説、動議、請願の洪水が必然國會の内外に襲來して、輿論に對して最悪の結果を生ずるであらう。離婚を拋棄する方が却て賢明であらう。一八一四年に爲された約束によつて、皇太子妃に許與せられた年金はジョージ三世の死去と共に満期となるから、同妃と更に取極めをすることは確に可能であらう。その約束によつて、同妃に生涯年金を繼續する代償として、彼女は外

國で生活し、祈禱書から除去せらるることにも同意するであらう。一八一九年にブルウアムが爲した提唱は、女王がこの種の取極めに同意するであらうことを希望すべき理由を與へてゐる。若し女王が拒絶した場合、それ以前でなく、その時に至つて、離婚の事を考慮しても遅くないであらう。こういふのがこの覺書の要點であつた。

(五)

ジョージ親王が若し最初からウェリントン卿の如き思慮深い人に事を諮つてゐたなら、事件は斯くまでに紛糾しなかつたかも知れない。ところが、彼の周圍に在つて、獻策したのは、侍醫のナイトンや、副大法官サー・ジョン・リーチ等の小人であつた。リーチは大法官エルドン卿を逐ふてこれに代らんと覬覦してゐた漢である。ジョージはこれ等周圍の者の意見に動かされて、リヴァプール内閣の妥協案に耳を傾けなかつた。二月十二日樞密院が今後英國教會は國王女王の爲ではなく、『國王及び凡ての王室』の爲にその祈禱を捧ぐべしとの命令を與へたけれど、ジョージ四世は満足しなかつた。而して結局、女王の名を祈禱書から削除して了つた。

國王は内閣の覺書に對して極めて巧妙に書かれた覺書を以て答へた。それは一々内閣側の意見を反駁し、その正しい權利を獲得する爲には、輿論の反感をも顧みない決意あることを宣言したものであつた。

而してこれと同時に、國王は宰相リヴァプール卿に向つて、若し内閣大臣等が彼の意志に従ふことを拒むならば、彼は内閣を交迭せしめねばならぬ。而して若しイギリスに於て柔順なる内閣を看出すことが出来ないならば、ハノーヴァーに隱退するであらうと語つた。リヴァプール内閣の運命は風前の燈火であつた。新聞紙上は後繼内閣組織談の論議で賑はされた。

併しながら、ジョージ四世は一旦すねては見たけれど、彼の氣紛れに利用せらるべき内閣組織の見込みも立たないし、ハノーヴァー系歴代國王の口辭である故國隱退の脅し文句には誰も耳を傾けないので當惑した。リヴァプール内閣は即ち二月十四日附第二の覺書によつて、十一日附の第一覺書に於て示した趣意を更に主張すると共に、若しカロリン内親王が結局イギリス歸國の企畫を遂行するならば、新たな事態に對應すべきその上の方策を採用せねばならぬとの但書を附加した。十七日國王も遂に内閣の壓迫に屈服した。多分彼はカロリンの強い復讐を考慮に入れた結果であらう。同日ジョージ三世の葬儀が行はれた。舊國王の死去と同時に解散せらるべき國會では、その最後の會議に於て、舊王の死去と共に無効となるカロリンに對する年金の事及びカロリンの行爲に對する疑雲を一掃する爲、事の真相を究明すべしとの議論が持上つたけれど、ブルウアムの反對によつて、慎重の態度をとることとなり、その儘國會は解散せられた。それから内閣大臣を一舉に暗殺せんと企てた英國史上有名なるカトー街隱謀事件が發覺して、暫時輿論の注意は専らその方に向けられた。

(六)

少時すると、今度は女王の方で攻勢に出でた。一八二〇年四月ロンドンの新聞は彼女がイギリスの公衆に當てた公開狀を掲載した。この公開狀に於て、カロリンはイギリス宮廷の挑發によつて、ヨーロッパの凡ての宮廷から自分に加へられた侮辱の數々について不平を述べた。彼女はリヴァプール卿及びカッスルレー卿に向つて、イギリスの女王に相當する禮遇を要求した。又間もなく歸國すべきに付、ロンドンに於ける一宮殿（出發前まで彼女はケンシントン宮に住つてゐたが、それはジョージが自分で住まうといふ口實で取り上げて了つた。）を彼女の使用に充つべしと命令し、『イギリスは私が即時歸國せねばならぬ眞の故郷である』と附言した。女王が至急歸國すべしとの警報に接したリヴァプール内閣は、直ちにその採るべき態度を決めねばならぬ破目に立つた。而して以上の女王の公開狀は又もや離婚問題を擡頭せしめた。

併しながら、リヴァプール内閣は平和的解決を希望して、今一度ブルウアムに周旋せしむべく決心した。四月十五日リヴァプール卿は下記の如き提唱を女王に交付するようブルウアムに請ふた。それは、カロリンがイギリスに再び足を踏み入れぬこと、イギリス女王の尊稱以外の尊稱を取ること、Queen consort の地位及び特權に對する要求を拋棄することの條件の下に、終身五萬ポンドの年金を受くるこ

とを承認せしむるに在つた。ブルウアムはこの請を容れた。併しながら、ブルウアムは閣僚が信用してゐる程、自分の女王に對する勢力のないことを自覺してゐたので、リヴァプール卿の手簡を懷中した儘、容易に女王に對して談判を開始しようとしなかつた。彼が兎角躊躇してゐる間に、カロリンはイタリヤのミラノを出發して、五月九日にはゼノアに着いた。ブルウアムは即ちその弟ゼームス・ブルウアムを使者としてイタリヤに派遣し、カロリンの歸國を思ひ止まらしめようと試みたけれど、彼女はブルウアムと直接面會を主張して、結局成るべくイギリスに近いフランスの都市で會見することを約束した。女王の行程は益々進捗する。五月三十日にはブルウアムとフランスのサン・オマールで會見する日割である。而して女王はいよいよ海峽を通過するであらうか。ロンドンでは女王が果してイギリスに歸來すべきや、否やについて賭事が熾んに行はれた。五月卅一日リヴァプール卿は女王から六月三日カレーからドーヴァーに彼女を渡航せしむべき王室のヨットを差向くべしとの特使に接した。宰相の督促書に接したので、ブルウアムも最早猶豫ならずと、六月二日フランスに向つて出發した。ハッチンソン卿が國王及び内閣の代表者として、彼と同行した。六月三日ブルウアムとハッチンソン卿はサン・オマールに於て女王と會見した。ブルウアムはカロリンに向つて、女王の尊稱拋棄の事を乞ふべく躊躇したので、結局ハッチンソンと女王との間に書面を以て、双方の意志を傳ふることになつた。ハッチンソン卿の書面に對して、女王は僅か三行のノートで、『斯くの如き提唱に耳を傾くることは、全然彼女にとつて不可

能である』と答へて、即時カレーに向つて出發した。而して六月四日午後一時ドーヴァーに上陸した。

女王はドーヴァーからカンタベリーを経てロンドンに歸つたが、その沿道到るところ、恰も凱旋將軍の如く歓迎せられた。王室御用商として豫て女王の知遇を得てゐた緣故から、大陸まで出迎へたロンドン市參事員で國會議員であつたウッドの家には女王は假寓した。その家の窓下に集つた群集は女王に敬意を表しない通行人に投石した。シティーに到る處の壁には、女王の名譽の爲にイルミネーションを爲すよう市民に命じた貼紙が掲げられた。而して暴徒は燈明を掲げない家々の窓を破壊すべくウエスト・エンドの町々を巡邏した。シドマウス卿やハートフォード卿の家も、該夜窓を破壊せられた。

(七)

女王が既に歸國したので、リヴァプール内閣ではいよいよ訴訟の方途に出でねばならなくなつた。併しながら、この最後の時期に迫つて、又も前後二回の妥協の可能が試みられた。六月十五日國王側からウェリントン公とカッスルレー卿、女王側からブルウアムとデンマンとが代表して、兩方の側に於て承認せらるべき取極めを案出すべく會見した。併しながら、女王側の代表者は女王の名前が祈禱書中に再掲せらるべきこと、而して諸外國に於けるイギリスの使臣は公然外國の宮廷に女王の女王たる資格を通知すべきことの要求を持出した。第二の點について國王は妥協を申出でたけれども、それは女王の拒む



ところとなつた。第一の點について、國王は些かも譲らなかつた。交渉は即ち決裂した。

第二の和解はその前日に試みられた。奴隸解放運動で有名であつたウイルバークフォースは女王側の相談者と豫め了解した後、彼の無邪氣なる傲りから、自分の道德的勢力はこの紛争を裁定すべく十分だとの信念を抱いてゐた。即ち六月十四日庶民院の四代議士は宮中の禮装で女王の住宅に出頭した。それはウイルバークフォースの外、スチュアート・ライトレー、サー・ゼー・アクランド、バンクスであつた。女王は鄭重に併しながら極めて大風に接見した。彼女は若しこの上世間に醜聞を流す離婚訴訟を思ひ止まることあつても、何人もこれが爲その罪の無言の告白とは解釋せずして、反つてその行爲をば、彼女自身の謙讓、國王の品位並に一國の利益の爲に最も似つかはしい決心だとして稱讚するであらうといふ趣意の上書を傾聽した。この談判を纏める衝にあつたブルウアムは女王の命によつて、これが答書を朗讀せねばならぬ苦しい立場に置かれた。女王の答書は簡單にして率直なる拒絶であつた。ウイルバークフォース等は、群衆の投石の雨を遁るるべく、彼等が乗り附けた馬車中の手近かな一臺に倉皇として逃げ込むべく餘儀なくせられた。

## (八)

和解が不可能となつたので、いよいよ黑白を法廷で争うの外なかつた。貴族院の祕密委員會は女王の

公開審問に對する公式的要求を卻けた。七月十四日同祕密委員會は『本來賤しい勞役の爲女王に奉仕した外國人との不貞なる關係』について、女王に對し提起せられた犯罪の訴訟は、社會の各階級から徴せられた數多の合致したる證據を基礎とするものだと趣意の報告を爲した。その翌日リヴァプール卿は女王カロリンの尊稱を剝奪し、國王との結婚を解除する *Bill of Pains & Penalties* と稱する法案を提出した。續く六週間、ロンドン市民の女王に同情する示威運動は熱烈であつた。女王の馬車の到る處、『女王！ 女王！』の叫聲は國王に對する惡聲と相呼應した。政府はかゝる示威運動を緩和すべく、女王の住居を郊外のテームス河堤なるブランデンブルグ・ハウスに定むるに至つた。豫ねてから戴冠式の準備に慌かしかつたジョージ四世は、その擧式を延期すべく餘儀なくせられた。政府側の發表によれば、この延期には『色々の重大なる理由』によるといふのであつたが、女王をして戴冠せしめぬとすれば、それに對する貴婦人連の列席を如何に取扱ふべきやといふことも亦重大なる理由の一つであつた。

裁判開始と定められた日が遂に到來した。裁判が進行するに従つて、無理に這入らうとする暴徒を阻止せんが爲、一層堅固にせられた頑丈な防寨を警護せしむべく、地方から多數の兵士を召集して援助せしむるなど、ウェストミンスター・ホール附近は宛然一種の要塞たる觀を呈した。テームス河附近には、離婚裁判の遂行についてイタリヤから招かれた多數證人の宿舍があつた。一箇月前これ等證人のドーヴァー及びロンドン到着はイギリス民衆の激烈なる敵對心の破裂を惹起したのだが、保證人等がその證據

を提示する日まで、彼等をば民衆の目の及ばない邊に隠匿せしむる爲、ややこしい工夫が積み重ねばならぬ程、民衆の公憤は激烈であつた。女王は又も議事堂に近いセント・ゼームス・スクエアに轉居した。この新居の附近には民衆が雲の如く集つて、女王の味方の貴族院議員の通行するときは、熾んに喝采して、反對側の議員には冷罵を浴せた。ウェリントン公もはじめて民衆の惡罵を蒙つた。

## (九)

女王は裁判の最初の二日間、その辯護士であつたブルウアムとデンマンの演説を傍聽した。併しこれ等の演説は只だ前衛の小競合に過ぎなかつた。被告側は原告側に向つて、原告に對する反<sup>レクリメーション</sup>訴の權利を有して、若し被告にとつて利益だと考ふるときには、この權利を行使するの自由を留保することを警告した。八月十九日檢事總長サー・ロバート・ギッフオードは女王に對する求刑の論告を開始した。

彼は先づ女王が一八一四年イギリス出發以後に於ける私生活の話を語つた。同年十月ミラノに於て、カロリンは以前ピノ將軍の從者<sup>バレット</sup>であつた Bergami と呼ぶイタリヤ人をその從僕<sup>クイリアー</sup>として傭入れた。十一月八日ナポリに到着するや、彼女はそのアパートメントの從來の部屋割を變更した。彼女は一八〇六年多くの物議を惹起したウィリアム・オースティンなる者を彼女の寢室から追出して、その代りにベルガミをば彼女の室の隣室に住ませた。檢事總長は十一月九日夜を以て、彼女とベルガミとの姦通の始まりだ

と斷定した。彼は進んでカロリンのイタリヤ、ドイツ、トニス、パレスチナを遍歴した放浪生活を述べた。爾後一層離れがたない仲となつたベルガミは常に彼女の隣室に眠り、船中にてはカロリンと船室を同うした。検事總長はベルガミが内親王と食事を與にした事、彼女に随つて舞踏會に出席したが、彼女の服裝の不足なる爲、そんなことには餘り頓着しない國人をも衝動し、甚だしきに至つては往々舞踏室から追ひ出されたことや、彼が内親王及び彼女が東邦から連れて來た一宦官と仲間になつて、淫猥な娛樂を縱にしたことを描寫した。それから、検事總長はベルガミが内親王のイギリスから連れて來た召使を漸次解雇せしめた次第や、彼の母「Donna Livia」及び彼の女「Princess」Victorine——その他彼の家族十人の事については語らぬとしても、彼はその妹をば、Countess Oldiの擬尊稱の下に maid of honourとして擧げた顛末を物語つた。而してベルガミは自身には、Knight of Malta, Grand master of the Order of Saint Caroline, and Baron della Francina といふ業々しい肩書を以て、女王の Chamberlain の地位を獲得したことを附け加へた。

検事總長は八月廿一日その論告を畢つた。ブルウアム等の注意によつて、女王は自己に對する求刑の辯論を面前に聽くことの屈辱と苦痛とを免かれた。検事總長の論告は蒐集せられた莫大なる證據によつて壓倒的に見へたとしても、それ等の證據は、果して證人と女王の辯護人と一々對質させた時、結局決定的のものであるであらうか、貴族院ではスウイス人、ドイツ人、就中イタリヤ人の有ゆる職業の男女

——海員、石工、公證人、多數の僕婢、ホテル使用人、女王から解雇せられた従者——の證言を聴取した。時日の経過に伴つて、裁判は一向進行しないことが明白になつた。新聞紙は非常の興味を以て裁判の詳細を報導した。十數日の間イギリスの全人民は淫猥の記事に顔を顰めた。女王最負の新聞——タイムスを首として大多數であつた——はこの買収せられた烏合の徒を攻撃して、解の分らぬイタリヤ語、彼等の曖昧な記憶、彼等の裏切り、彼等の虚言を一笑に附した。これによつて女王の名譽が暗雲に鎖されたことは勿論である。併しながら、イギリスの公衆にとつてそれは問題でなかつた。彼等は誰知らぬ者なき自分の醜行を棚に上げて、一向にその妻を離別したい一念の外、他に何の目的もなくして、閨中の痴事を公衆の前に曝らけ出すやうな國王の無分別なる態度に對する公憤を霽らすことの痛快味を感じたのである。

## (一〇)

九月七日大<sup>ソリスター・ゼネラル</sup>狀 師は再び論告を開始した。八日貴族院は被告側辯護人に對して、彼等が希望する證人を召喚する爲、三週間の猶豫を許可した。同日女王はロンドン港の一端から他の一端に舟を乗廻はして公式行啓を行つた。十三日五千人の水兵が女王に敬意を捧ぐべく、行列を組んで練り歩いた。卅日女王の爲に無罪の立證すべく來英した廿人のイタリヤ人が、ロンドンとドーヴァーで、公衆の歡迎を受け

た。十月三日裁判は再開せられた。

裁判は二日に亙つたブルウアムの辯護の大演説によつて開始せられた。彼は検事總長等の論告の證據を詳細に批評するだけでは満足しなかつた。彼はジョージ親王が一七九六年にその妻に宛てた書簡を朗讀して、センセーションを惹起したが、その中には、ジョージがカロリンに彼女の全自由を與へ、且二人の間に出來た娘が死去して、彼等の後繼者が疑はしくなることあつても、夫婦關係の復歸を請はないことを約束してあつた。斯くの如き書簡を書き、自分の方では誰れ知らぬ者なき亂行を演じてゐながら、何の顔あつて廿五年後の今日彼は離婚を求めたのであるかと、辯護人は強調した。ブルウアムは絶世の雄辯を揮つて、イギリス貴族の愛國心と、慎重と憐愍とに訴へて、その辯論を結んだ。被告側の立證が續いて行はれたが、全體としてそれは芳ばしからざる首肯すべからざるものであつた。併しながらそれは何でもない。國王の行爲は依然許すべからざるものである。デンマンはその最後の辯護演説に於て、國王の行爲を、ネロとオクタヴィアの離婚訴訟に比較して攻撃した。院外に於ては、女王の名譽に對する同情の示威運動が益々勢を加へ來つた。四萬五萬の民衆が旗や樂隊を先導として、ピカディリーを練り歩かない週はなかつた。検事總長が被告の辯護に答辯した後、法案が第二讀會に移さるる前、貴族院議員は各自にそれ／＼意見を表明することになつた。グレー卿を頭目とする反對黨の領袖等が、或は女王の無罪についての信念を表明し、或は彼女の罪は未だ十分立證せられてゐないことを宣言したとき、そ

れ等は凡ての豫め期待するところであつた。原被兩造に餘り密接なる關係を持たない中立貴族等の與へた宣明は一層世人の注意を惹いた。ヘーアウッド卿はこの法案を通過せしむることの政略上不得策なることの明かなるごとく、女王の全然無罪がそれだけ明白なることを希望したと述べた。エルレンボロー卿は女王の有罪なことを考へない貴族諸公は當然法案を二讀會に移すことの投票しては可けない、併しながら、二讀會反對の投票をする凡ての者が、必ずしも女王の無罪を信する者でないことを附言せしめよと宣言した。クリッフオード卿は女王が不貞でなかつたとしても、有罪であつた、少くとも非常に無節制の振舞であつたこと、併しながら若し國王の待遇が異つてゐたならば、多分女王の行爲も亦異つてゐたであらうことを忘るることは出来ない旨を述べ、二讀會反對の意志を表明した。女王は勝利の時が近づいたと感じた。

十一月六日法案が廿八票の際とい多數で二讀會を通過したとき、女王の抗議書はダクル卿によつて朗讀せられた。この抗議書によつて、女王は全然無實の罪を主張した。今や法案が逐條討議せられ、而して三讀會に移されねばならぬ最後のときが到達した。最初國王が愈々離婚訴訟を執行するとせば、これを教會裁判で行うべきや、將た又貴族院に提起すべきやについて議論があつた。それから、女王の犯罪が姦通罪だとするならば、王國內で犯された場合には當然叛逆罪を構成する譯だが、それが外國で犯された場合に、果たして叛逆罪と考慮されるか何うかといふことについても、法律家の間に疑議が起つた。

そこで今この最後の時間に迫つて、ヨーク大僧正等は教會裁判所に先んじて、貴族院がこの法案を議決することは、世俗裁判所が宗教裁判所の特權を僭奪するものと宣言した。即ち二讀會に反對投票をしたヨーク大僧正は、彼が三讀會に投票すべき唯一の條件として、結婚解除を宣告する條項を法案から削除すべしと要求した。僧正議員はこの動議に賛成した。併し反對黨領袖がこれを支持しなかつたのは、この修正動議の爲、反つて法案の通過を容易ならしむべきことを恐れたからであつた。即ち離婚條項は七二對一二九票の多數を以て可決せられた。その結果、反對黨と僧正議員が反對したにも拘らず、十一月十日法案は遂に九九對一〇八票僅々九票の多數を以て三讀會を通過した。宰相リヴァプール卿は即ち立つて、斯く貴族院を通過しても、そればかりの多數では法案を庶民院に送附することは不可能だと認め、而して討議を六週間延期すべきこと——詳言すれば、國會の用語によつて、この裁判事件を抛棄すべき旨を宣言した。而もその日この上煩はしい討論を避くる爲、國會は急遽翌年一月廿三日まで停會せられた。一方庶民院に於ても、名狀すべからざる紛擾の光景裡に會期を畢つた。

女王はウェストミンスターからの歸途、群衆の喝采を浴せられたが、多數の兵隊も武器を棄てて、盛んに拍手を送つた。三晩に亙つてロンドンの市街にはイルミネーションが耀き、僞證したイタリヤ人等は藁人形を造つて焼かれた。女王の爲に辯護したグレー卿はその本邸に歸つたとき、凱旋將軍の如き歡迎を受け、これに反して、バッキンガム公及びランダッフの僧正は女王に反對投票をした爲、敵對的群



衆によつて暴行を加へられた。十一月廿九日莫大なる人垣の間を縫つて、女王はその事實上の勝訴を公けに感謝すべく、セント・ポールに馬車を驅つた。

## (一)

一八二一年一月國會が再開せられた時、女王に對する求刑の拋棄は、女王の名を祈禱書に復古することを含むや否やの疑問が多く、請願によつて惹起され、而してこれが爲庶民院では三回に亘つて討議が重ねられた。ウィルヴァーフォースが女王の爲に演説したにも拘らず、リヴァプール政府は第一の機會に於ては、二〇九對三一〇票、第二回には一七八對三二四票、第三回には一七八對二九八票の多數で、女王の名を削除する提案を通過せしめた。去る十一月にその名が祈禱書の中に記入せられない限り、如何なる金錢の提供をも拒絶すべきことの嚴肅なる約束を與へた女王も、遂に屈從して、兩院で議決せられた五萬ポンドの年金を承認した。斯くして、國會に關する限り、女王離婚事件は終結した。而して、輿論も亦この事件を決定したものと看做したことは、久しく遷延せられた後、終に盛大なる戴冠式が七月十九日に舉行せられたとき明白になつた。この儀式の爲、國王の式服に二萬四千ポンド、王冠に五萬四千ポンドを費した。而も公衆の代表參加を排斥した爲、反つて國王の不人望を加へた。その時女王はウエストミンスター・アベイに馬車を驅つて、國王と列んで戴冠すべく要求したけれど、結局徒勞に畢つ

た。入場券を持たなかつた女王は、何れの戸口でも式場に這入ることを拒絶せられた。而して結局少しばかりの喝采と、多くの輕蔑的表情とを表明した冷淡なる群衆の中をすごとくと還啓すべく餘儀なくせられた。この舉は明かに彼女の愚かなる失敗であつた。

八月七日女王の訃報が傳へられた。多年の煩悶と心痛と亢奮との爲、痛く疲勞してゐたこの憐れむべき婦人は、死によつてその肉體的苦痛を免かれんと寧ろ希つてゐたと傳へらるるが、八月二日に發病して、僅か五日の後竟に他界したのであつた。女王の遺骸は故郷のドイツに葬られたが、その葬儀に際して、イギリス民衆の最後の示威運動が企てられたが、それは官憲の警戒によつて阻止せられた。女王の死去によつて、ホット一息ついたのは、云ふまでもなく國王ジョージ四世であつた。斯くして、廿餘年の久しきに亘つてイギリスの朝野を騒がした離婚事件は漸く結末を告げたのである。

## (二)

この離婚訴訟の失敗は、結局落ちつくべきところに落ちついたのであつた。國王側も、女王側も、將た又内閣側も、何等の固い信念なくして訴訟を取扱つたのであつた。國王は唯だその惡める女王を離別しようといふ初一念に驅られて、自分の方により以上なる失行や怠慢や結婚契約の不履行等があつたにも拘らず、遮二無二その賤しむべき我意我執を通さうとして失敗したのであつた。女王も亦強く自己の

罪の無實を抗議したことは衷心やましいところのない徴證であらうとの世間の同情を買つたにも拘らず、何等その無罪を反證すべき證據を提出し得なかつたのみならず、イギリス皇太子の配偶としては餘りに輕卒な不謹慎な不注意な態度は、結局彼女の無實を雪ぐことの出来なかつた重大なる理由となつた。リヴァプール内閣も亦最初からこの公訴の失敗に畢るべきことを危ぶみながら、國王の逆鱗を恐れ、且國王が内閣を交迭しかねまじき態度に脅威せられて、心ならずも何等の確信なくして公訴に取掛つたのだから、その失敗したのは當然の成行きであつた。内閣がそれ自身の判断に反して、訴訟を起したことは、責任大臣としてのその憲法上の義務に背叛した行爲に當る。若し内閣大臣等が、國會にも國民にも正當に辯明することの出来ないところのものを斷然拒絶してゐたならば、國王に屈辱を蒙らしめず、國家をも危険に曝らさずして濟んだであらう。イギリス憲法史の權威メーは『内閣大臣の一層高き責任感と、その責任を主張する一層強い決意とは、彼等をして一方に於ては國王と、他方に於ては女王、國會並に人民との間に於ける仲介者としたであらう』と評してゐる。而もこの公訴の爲に、内閣は最も衆望を荷つた有力の閣員カニングを失つたのみならず、國王からは公訴不成功の爲に反逆人扱ひせられ、一層國王との關係を惡化せしめたのであつた。

要するに、この離婚訴訟はイギリスの輿論の如何に強大なるかを示す機會を與へたのであつた。この公訴によつて、内閣の危機よりも更に／＼重大なる國民の動きが看取せられた。この事件の關であつた

數箇月間の種々の事態は革命の發端の見はれとも見るべきものに外ならなかつた。女王は最初頗る慎重なる態度を持して、自己の名譽の辯護が政治問題に發展せぬよう注意したのであつたが、時日の經過に連れ、公訴が自分の側に有利に發展するに従つて、彼女の用語は従前の慎重さを失つて、自己の主張と、國王の爲に蹂躪せられたイギリス人民の自由の主張とを一致せしむるに至つた。彼女の抗議書は、イギリスに於ける急進主義のチャンピオンとして有名であつたコベットの手に成つたと傳へられてゐる。ロンドンの新聞は毎日筆を極めて、國王に對する憎惡と輕蔑とを煽動したけれど、前年マンチェスターに於て所謂ピータロー虐殺を敢行した内閣は新聞紙法を厲行することは出来なかつた。民衆が女王の爲に夫の如く盛大なる示威運動を行つても、政府は何等これ等の反逆的集會に對して法律を適用することは出来なかつた。のみならず、政府は叛亂を鎮壓すべく、十分軍隊を信用することが出来なかつた。ウェリントン公がイギリス軍隊の風紀について不安を感じたといふのも、無理からぬ次第であつた。福音教會の各派もその常識を失つて騒ぎはじめ、非國教徒も從來の如く、下層階級に對して、その眞摯なる勢力を揮うべく信賴することは出来なかつた。ホイッグ黨の領袖ベッドフォード公は一八二〇年七月その息タヴィストック侯に、『イギリスの王政も終末だ』と語つた。フランスに於ける浪漫派の文豪シャトーブリアンがロンドン駐紮大使に任命せられた時、リヴァプール卿に向つて、イギリスの制度の鞏固なことを稱讚すると、宰相はこれに答へて、『これ等の老大なる諸都市に何の鞏固があるものですか、ロンド

ンに一度重大なる叛亂が勃發すれば萬事休すだ』といった。これを要するに、一八二〇年の離婚訴訟によつて惹起された民衆の擾亂は、イギリスに於ける民衆運動の顯著なる爆破であつて、結局一八三二年の選舉法大改革の大運動、一八四八年に於けるチャーチスト運動の前衛戦とも見るべきである。

## 参 考 書 目

- Halévy, Elie: History of the English people, 1815—1830; pp. 83—104
- Lord Brougham's Speeches; vol. I, pp. 87—285
- McCarthy, Justin: History of the Four Georges and of William IV.; vol. II. Chaps. 57—63
- G. C. Greville's Journals of the Reigns of George IV. and William IV.; vol. I pp. 28—38
- Marriott, J. A. R.: England since Waterloo, pp. 39—41
- Cambridge Modern History: vol. X, pp. 582—583
- Dictionary of the National Biography: Articles of George IV and Queen Caroline
- Encyclopaedia Britannica, 11th edition
- Annual Register; 1820—1821